

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成28年度第2次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金【一般型】

➤ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の**

取り組みに対し**50万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます

- ・①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組みは、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ **計画の作成や販路開拓の実施の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます**

《対象となる取り組みの例》

① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

⑤ ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

<お問い合わせ先>

奈良商工会議所 (〒630-8586 奈良市登大路町36-2)

TEL: 0742-26-6222 [9:30~17:00 (土日祝日、年末年始除く)]

URL: <http://www.nara-cci.or.jp/>

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL: 03-6447-0820 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL: <http://h28.jizokukahojokin.info/ippan>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

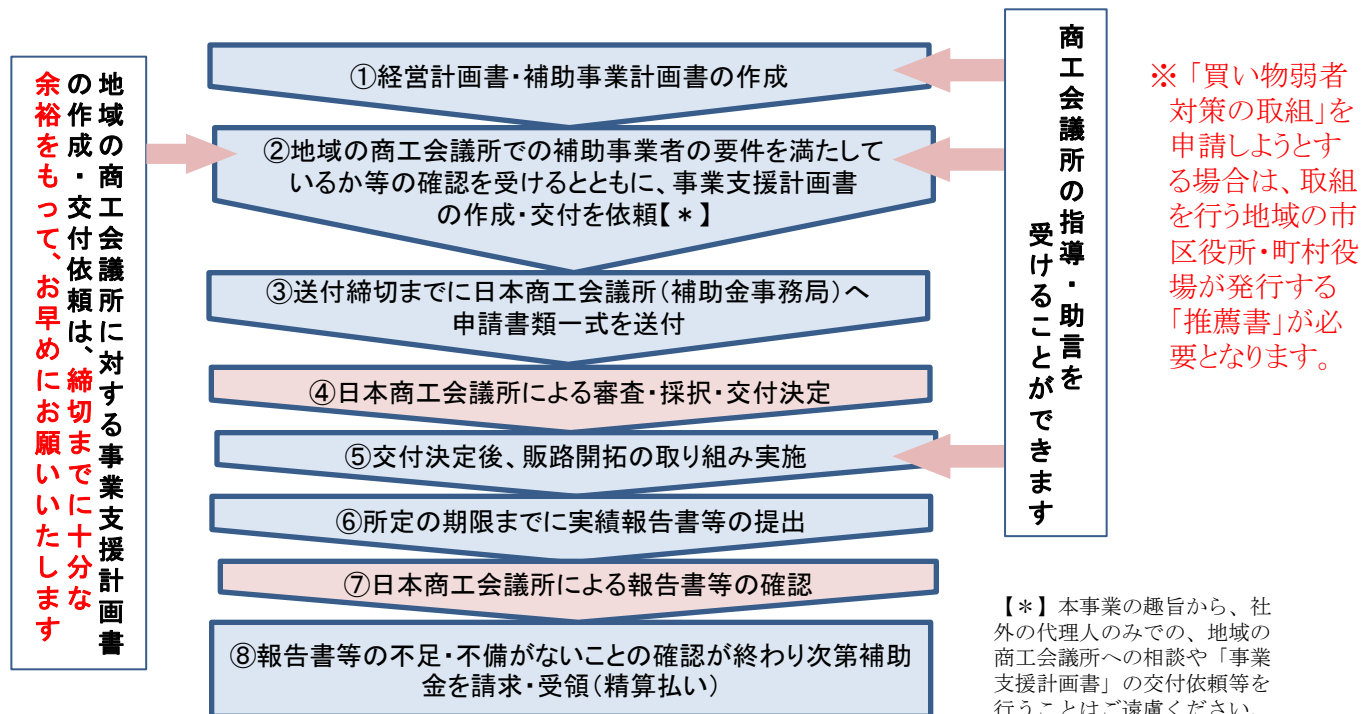
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限ります)、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組みは上限100万円)
*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



◆手続きの期限等

	平成28年度第2次補正予算事業【一般型】
1. 申請受付開始	平成28年11月4日(金)
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③)	平成29年1月27日(金) 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	平成29年3月中旬予定
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 平成29年12月31日(日)まで